

法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規

【令和5年度以降入学生適用】

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部法律学科の法律特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供することにより、法科大学院及び法学系大学院への進学、公務員試験、法律系資格試験等に対応できる法的知識を身に付けること、かつ、社会に生起する諸問題を解決できる法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

(クラスの設置)

第3条 前条の目的を達成するため、プログラムに一般クラス及び法曹連携基礎クラス（以下「法曹クラス」という。）を置く。

2 前項のクラスの履修内容等は、次の各号に掲げるクラスに応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 一般クラス 法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す学生が、特講科目及び特別演習科目の授業を通じて、憲法、行政法、民法及び刑法を体系的かつ段階的に履修する。

(2) 法曹クラス 法学部における教育及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第1項に基づき法曹養成連携協定を締結する法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）における教育との円滑な接続を図るため、連携法第6条第2項に定める連携法曹基礎課程（法曹コース）として設置し、法科大学院の既修者コースへの進学を目指す学生が、法学部と連携法科大学院の協力の下で編成する教育課程を体系的かつ段階的に履修し、修了者には連携法科大学院の既修者コース入学試験の特別選抜の受験資格が与えられることを内容とする。

3 プログラムの履修者は、法学部法律学科に在籍する学生とし、一般クラス又は法曹クラスのいずれかのクラスにおいて履修しなければならない。

第2章 一般クラス

(履 修)

第4条 一般クラスのプログラムの履修開始の時期は、在学2年目又は在学3年目の学年の始めとする。

2 一般クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム（一般クラス）履修願を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学2年目又は在学3年目の後期の始めとすることができる。

4 一般クラスの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

5 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 第1年次までに履修した専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 第1年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する者

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

6 第3項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、前項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

(履修の撤回)

第5条 一般クラスの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

(修了)

第6条 一般クラスの履修者（法曹クラスの履修者のうち、第9条第1項各号に掲げる修了要件を満たすことができなかった者を含む。）が、福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」、「行政特別演習Ⅱ」の授業科目のうちから5科目以上の単位を修得したときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

2 前項の規定により一般クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

第3章 法曹連携基礎クラス

(履修)

第7条 法曹クラスのプログラムの履修開始の時期は、在学2年目又は在学3年目の学年の始めとする。

2 法曹クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム（法曹クラス）履修願を提出しなければならない。この場合において、一般クラスを第2希望とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学2年目又は在学3年目の後期の始めとすることができる。

4 法曹クラスの定員は、各学年につき10人以内とする。

5 法曹クラスの履修者の選考は、第2項の出願年次の区分に応じ、第4条第5項に定める各要件を満たす者のうちから、成績及び必要に応じて実施する筆記試験又は面接試験の結果に基づき、法学部教授会がこれを行う。

6 前項の選考において不合格となった者が第2項後段の規定により一般クラスを第2希望としていた場合において、第4条第5項に定める各要件を満たし、かつ、法学部教授会が承認したときは、一般クラスを履修する。

7 第3項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、第5項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

(履修の撤回及び一般クラスへの変更)

第8条 法曹クラスの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修の撤回又は一般クラスへの変更を行うことができる。

(修了)

第9条 法曹クラスの履修者が、学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、法曹クラスのプログラムを修了したと認めるものとする。

- (1) 「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「民法入門」、「民法総則」、「債権法Ⅰ」、「債権法Ⅱ」、「債権法Ⅲ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「親族法」、「相続法」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全ての単位を修得すること。
- (2) 「憲法Ⅲ」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「商法総則」、「商行為法」、「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「演習Ⅰ」のうちから6単位以上を修得すること。
- (3) 「行政法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「民事執行・保全法」、「倒産処理法」、「不動産登記法」、「商業登記法」、「国際私法」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅱa」、「演習Ⅱb」、「行政特別演習Ⅱ」のうちから6単位以上を修得すること。

(4) 「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全科目の評点の平均が90点以上であること。

2 前項の規定により法曹クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。